

福祉委員の皆さんへ

阿弥陀地区
介護予防・日常生活
支援事業 7号

支え合いだより

令和2年9月発行
阿弥陀地区支え合いづくり協議会
事務局 高砂市地域包括支援センター
生活支援コーディネーター 岡田
電話 079-443-3723

回

覧

令和3年度に3年に一度の “介護保険料の改定あり”

*後期高齢者の収入は年金だけ??で、変化なし??。

支出だけが多額になるのは「困っちゃうわ！！」

※平成12年=介護保険制度始まる～

その後、あの手・この手で知恵を絞りながら厚生労働省もやっていますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指すに、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく「人生の最後」まで送れるよう、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指した取り組みを推進しています。

しかし、道半ばで「介護保険財源の不足」「介護現場における労働力の不足」が制約条件となる中、多様化・複雑化するニーズに対応しなければならない難しさが浮き彫りに?。

そこに高齢者が体操などで日常的に集まる「通い」の場拡大など地域づくりを巡る論点や課題が続出??・??。

(通いの場)が、ささやかれたキッカケ??。

2019年5月開催の厚労省第2回会合「健康寿命延伸プラン」の公表でも、「通い」へ参加する高齢者の比率を2020年までに6%に引き上げる方針を盛り込み、さらに「認知症施策推進大綱」でも介護予防に役立つ「通い」への参加率を2025までに8%程度に高める方針が示されている。

本市社協から各町福祉推進委員会に協議会を設立して「通いの場」の設立せよ?と依頼されていますが、詳細な説明はなく、現在に至る。

これではダメ?。ダメですよね?。

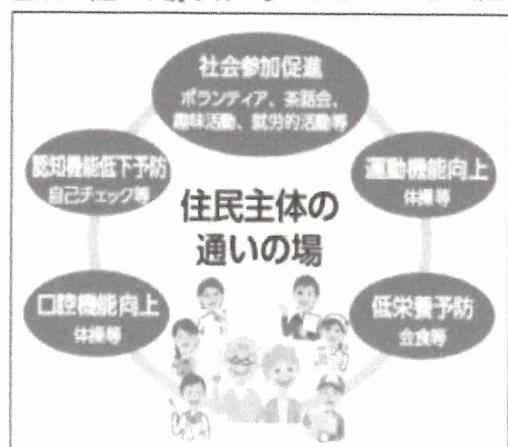
◎介護予防「通いの場」新定義(厚労省)

今後の介護予防の柱となる活動として、高齢者の「通いの場」を改めて定義することに

なった。市町村は2020年4月から健康保険法等の一部改正に伴い、介護予防とフレイルや高齢者の保健事業の一体的な実施が可能になり効率化も期待されるが、他方で事業の肥大化による財政負担への懸念も根強い。(右図を参考に)

- ▽社会参加促進=ボランティア、茶話会・趣味活動他
- ▽運動機能向上=体操等
- ▽低栄養予防=会食会他
- ▽認知機能低下予防=自己チェック等

■新しい「通いの場」のイメージ(厚生労働省の資料に基づき作成)



さて、通いの場とは⇒

地域に住む高齢者が定期的に集まり、様々な活動を通じて仲間と楽しんだり・気分一新で、日々の生活に活力を取り入れる行事？。かな？。

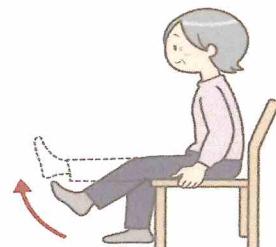
厚労省が目論んでいる「通いの場」は、地域に住む高齢者が定期的に集まり、様々な活動を通じて仲間と楽しんだり気分を一新しながら、日々の生活に活気を取り入れてもらう事を願っています。

その中に大きな柱となるのは「介護予防」に直結するための取組を、具体的にはイスに座った状態でもできるストレッチや運動テキストやドリルを用いた頭の体操（認知機能訓練）

その他、参加者同士でお茶やお菓子を飲食しながら語り合う会合。

男子の場合は、囲碁・将棋。女性にはお花や料理教室など。その土地、

風土に合わした「通いの場」にして一時を楽しみながら各人の健康を保持継続に？？。



以下、少し固い？活字が並びます？？。

令和元年 12月

（厚生労働省）

一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会（録）

3・一般介護予防事業等に今後求められる機能（一部抜粋）

- 現在地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められているが地域づくりの取り組みは、介護予防の取組と重なる部分も多い。こうした視点を勘案しつつ、多様で魅力的な「通いの場」の介護予防の取組が、全国で展開されるよう、取り組みの支援と積極的な広報を行っていくことが求められる。
- そのために「通いの場」の取組について、高齢者がそれぞれの年齢層や性別、健康状態、関心などに応じて参加できるよう、先進的な事例等を参考に類型化した上で、具体的な取り組みは把握可能な事例集等を作成し、自治体や関係者に周知すべきである。
- その際、行政が介護保険による財政的支援を行っているものに限らず、下記のような取り組みも「通いの場」に含まれ得るものとして明確化を図ることが適当である
 - * 自治体の介護保険の担当者以外の部局が行う、スポーツや生涯学習に関する取り組み、公園や農園を活用した取り組みなど介護予防につながる取組
 - * 民間企業・団体や社会福祉協議会など多様な主体と連携した取組
 - * 有償ボランティアなどいわゆる就労に類する取組
 - * 高齢者だけではなく、多世代が交流する取組
- また、介護予防を進める観点からは、役割がある形での社会参加が重要と指摘が多いことから ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え 就労活動の普及促進に向けた支援を強化していくことも求められる。
- ボランティア活動を含めポイント付与進めるに当たってはマニュアルの作成や事例の紹介等を通じた推進を図っていく必要がある。



「介護保険財源の不足?????」

「どうすりや？、いいのよっ？」

***毎日最低20～30分の散歩**

そして軽い体操等を

！！介護保険なんか世話になるもんか・・と！！



（ボランティア関係は次回に変更）

疑問点等 ☎ 447-1080 (野々村)